

5福祉子保第2644号

令和6年1月18日

各区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課長

榎本光宏

(公印省略)

私立保育所に係る委託費から令和6年能登半島地震に係る災害義援金を支出する場合の都の取扱いについて

標記の件について、こども家庭庁より私立保育所に係る委託費からの災害義援金の支払いについて、事務連絡が発出されましたが、これに伴う都の対応は下記のとおりとしますので、貴管下の民間保育所にご周知ください。

記

1 災害義援金を支出できる場合

こども家庭庁による令和6年1月12日付事務連絡「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）」（以下「事務連絡」という。）では、「法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出する」とされているが、都においては、以下の条件に該当する場合に支出できるものとする。

- (1) 平成27年9月3日付府子本第254号・雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（以下、「254号通知」という。）の1(2)の①から⑦までに掲げられた要件を満たす保育所であること。
- (2) 災害義援金と254号通知の別表2に掲げられた経費等とを合算して、処遇改善等加算の基礎分として加算された額に相当する額の範囲内であること。ただし、委託費は最低基準を維持するために支弁される公費であり、災害義援金は目的外使用であることを踏まえ、施設の規模等に応じて適切な範囲内とするよう留意すること。
- (3) 災害義援金の支出に際しては、以下の事項を記録するとともに、証憑書類を保管しておくこと。
 - ・募金団体の名称、代表者名、所在地
 - ・募集した義援金等の受付の専用口座等
 - ・募金要項、募金趣意書等

・預り証、義援金専用口座への振込の控え等

2 都への協議

上記1に該当する場合は、都への協議は不要とする。

3 その他

社会福祉法人会計基準における災害義援金の支出科目は、原則として事務費支出の雑費とする。

福祉局子供・子育て支援部保育支援課 保育計画担当 電話 03(5320)4128
--